

“栗山川の自然と恵みを未来永久に”

第4回栗山川シンポジウム

昔から私たちの生活と密接な関わりを持つ栗山川では、水害から生命・財産を守るため河川改修事業が進められています。また、一方では、地域の人々に潤いと安らぎを与える場として、自然景観に配慮した川づくりにも努めています。

私たちの生活を支えてくれる『ふるさとの川栗山川』。この大切な川の自然と恵みを次代へ引き継いでいくため、沿川に住む私たちは今何をすべきかを考えてみたいと思います。

- 期 日 平成12年3月26日(日)午後1時～
- 会 場 横芝町文化会館(1階集会室)
- 主 催 横芝町、光町
- 内 容 ・基調講演・ディスカッション等



くりちゃんです
よろしくね!



栗山川ロゴマークの愛称

”くりちゃん”に決定

固定資産課税台帳の縦覧 (4月3日から4月24日)

あなたが町内にお持ちの固定資産(土地、家屋、焼却資産)の課税台帳を税務課の窓口で見ることができます。費用は無料です。

- ◆縦覧期間 4月3日(月)～4月24日(月)
- ◆縦覧範囲 本人、または同居の親族がお持ちの固定資産課税台帳(第3者が所有する分については、委任状が必要になります)

軽自動車の減免手続きは4月24日までに

身体障害者手帳や戦病傷病者手帳の交付を受けている方は、軽自動車税が減免されますので、4月24日までに役場税務課で申請手続きをしてください。

また、療育手帳の交付を受けている方、精神障害者の通院医療費の公費負担(保健所扱)を受けている方はご相談ください。

- ◆手続きに必要な書類
身体障害者手帳、戦病傷病者手帳、療育手帳、運転免許証、印鑑、平成12年度軽自動車税納税通知書(軽自動車の所有者または、運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類〔通院・通学証明書〕もしくは民生委員などの証明が必要です)

軽自動車の変更は3月中に

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、所有状況に変更(転出・名義変更・廃車等)がある場合は、3月中に手続きを済ませてください。

※ 詳しくは、役場税務課(☎ 82-8804・8805)へ。

横芝・光町町の広報で募集しました栗山川ロゴマークの愛称が、多数の応募作品の中から審査の結果“くりちゃん”に決まりました。

現在栗山川では、河川改修のほか『できることから始めよう みんなでつくる栗山川』を合言葉に、住民参加による川辺公園や遊歩道等の施設整備が進められています。

今後“くりちゃん”は、これら川づくりの諸事業に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。